

弘前市議会基本条例の検証結果

令和3年2月

目 次

1. 第2条(2)関係(議会の活動原則)	3
2. 第2条(3)関係(議会の活動原則)	4
3. 第2条(4)関係(議会の活動原則)	5
4. 第3条(1)関係(議員の活動原則)	6
5. 第3条(6)関係(議員の活動原則)	7
6. 第4条第1項関係(市民と議会との関係)	8
7. 第4条第4項関係(市民と議会との関係)	9
8. 第6条関係(意見交換会等の開催)	10
9. 第12条関係(政策立案、政策提案及び政策提言)	11
10. 第15条第1項関係(会派)	12
11. 第15条第2項関係(会派)	13
12. 第19条関係(議員研修の充実)	14
13. 第20条関係(議会事務局)及び第21条関係(議会図書室)	15
14. 第22条関係(議会広報の充実)	16
15. 第26条第3項関係(他の条例との関係)	17
16. 第27条関係(検証及び見直し手続)	18

1. 第2条(2)関係(議会の活動原則)

【条文】

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 略

(2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)について、適切な行政運営が行われているかを監視し、評価するとともに、政策立案、政策提言等の強化に努めること。

(3)～(6) 略

【問題点】

議会を主語としたとき、政策立案、政策提言はできているのか。

【提案された事項】

なし

【協議結果】

政策立案や政策提言等の強化が議会の活性化につながることを再確認した。

2. 第2条(3)関係 (議会の活動原則)

【条文】

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(4)～(6) 略

【問題点】

個々では市民の多様な意見を的確に把握することに努めているが、議会として具体的に行われていないのではないか。

【提案された事項】

例えば、大枠でも具体例を記述することも考えられる。

【協議結果】

議会として、市民の意見を的確に把握し市政に反映させていくことを再確認した。

3. 第2条(4)関係 (議会の活動原則)

【条文】

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。

(5)～(6) 略

【問題点】

- ・ 「議員相互間の討議」は、実際は行われていないのではないか。
- ・ 議員間討議は何を指すのか検討しなければいけないのではないか。

【提案された事項】

- ・ 現状のままで良しとする場合は削除すべきだと思う。残す場合は、具体的な話し合いが必要になると思う。
- ・ 具体的な再定義が必要ではないか。

【協議結果】

今後、「議員相互間の討議」について、引き続き検討を進めていくこととした。

4. 第3条(1)関係(議員の活動原則)

【条文】

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。

(2)～(6) 略

【問題点】

「議員相互間の討議」は、実際は行われていないのではないか。

【提案された事項】

現状のままで良しとする場合は削除すべきだと思う。残す場合は、具体的な話し合いが必要になると思う。

【協議結果】

「議員相互の自由な討議」について、今後、その意義について改めて議員への周知を図ることを確認した。

5. 第3条(6)関係 (議員の活動原則)

【条文】

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 議員は、自らの議会活動について、議会報告会等を通じ、市民に対する説明責任を果たすこと。

【問題点】

「等」の記載により、具体的な報告の場の在り方が曖昧になっているのではないか。

【提案された事項】

なし

【協議結果】

提案を踏まえて、議会報告会等の在り方について再確認した。

6. 第4条第1項関係（市民と議会との関係）

【条文】

（市民と議会との関係）

第4条 議会は、議会活動に関する情報を、市民に対し積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2～4 略

【問題点】

広報広聴活動について、「積極的に」という部分で、現状では多様な広報活動が行われているとは言えないのではないか。

【提案された事項】

なし

【協議結果】

広報活動の充実の必要性を再確認するとともに、今後、多様な広報手段によって、市民に対する説明責任を果たしていくこととした。

7. 第4条第4項関係（市民と議会との関係）

【条文】

（市民と議会との関係）

第4条 略

2～3 略

4 議会は、請願を政策提案として受け止め、請願者から発言の申出があったときは、請願者の意見を聴く機会を設けることができる。

【問題点】

請願者の意見を聴く機会を設けることができることについて、認識が浸透していないのではないか。

【提案された事項】

なし

【協議結果】

請願者の意見を聴く機会を設けることが、議会の活性化につながることを再確認した。なお、一部委員からは、請願者の意見を聴く具体的な仕組みについて、今後、広く周知していくべきとの意見も出された。

8. 第6条関係（意見交換会等の開催）

【条文】

（意見交換会等の開催）

第6条 議会及び議員は、市民、各種団体等との多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めなければならない。

【問題点】

- ・ 議会としての市民との意見交換が行われていないのではないか。
- ・ 議会全体として、多様な意見交換ができていないのではないか。

【提案された事項】

- ・ どのような開催形態が適当かも含めて検討してはどうか。
- ・ 議会として報告会等を行う必要がある。

【協議結果】

市民や各種団体等との多様な意見交換の場を設けることの意義について再確認した。

9. 第12条関係（政策立案、政策提案及び政策提言）

【条文】

（政策立案、政策提案及び政策提言）

第12条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うよう努めるものとする。

【問題点】

政策提言等についてはこれまで様々に取り組んできているが、今後もその流れを維持して進めていく必要があるのではないか。

【提案された事項】

政策提言を行うための組織を作ることを検討してはどうか。

【協議結果】

議会としての政策提言を行うことについて、引き続き取り組んでいくことを確認した。

10. 第15条第1項関係（会派）

【条文】

（会派）

第15条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2～3 略

【問題点】

「会派を結成することができる」との規定であるが、運用面において条例と乖離があるのではないか。

【提案された事項】

運用に合わせて、一人会派について条文に明記するなどの改正が必要ではないか。

【協議結果】

本条の解釈について確認するとともに、会派結成の意義について再確認した。

11. 第15条第2項関係（会派）

【条文】

（会派）

第15条 略

2 会派は、市政の調査研究を行い、市長等に対して、政策提案等を行うよう努めるものとする。

3 略

【問題点】

会派としての政策提案等があまり行われていないのではないか。

【提案された事項】

なし

【協議結果】

会派としての政策提案等を行うことの意義について確認した。

12. 第19条関係（議員研修の充実）

【条文】

（議員研修の充実）

第19条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

3 議会は、市政課題を広い視点から捉えるため、議員に他の地方公共団体事例等を調査研究する機会を設けるよう努めるものとする。

【問題点】

議会として、当市が抱えるいろいろな課題について研修会を開催する必要があるのではないか。

【提案された事項】

予算を盛って開催を検討してはどうか。

【協議結果】

議員の政策形成及び政策立案能力向上のため、議会としての議員研修の在り方について確認した。

13. 第20条関係（議会事務局）及び第21条関係（議会図書室）

【条文】

（議会事務局）

第20条 議会は、議会活動が円滑かつ効率的に運営され、かつ、議員による政策立案及び政策提言に関する活動が活発に行われるよう、議会事務局の組織体制の整備に努める。

2 前項に規定する体制整備については、弘前市議会事務局設置条例（平成18年弘前市条例第222号）及び弘前市議会事務局処務規程（平成18年弘前市議会訓令第1号）で定める。

（議会図書室）

第21条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の管理について必要な事項は、弘前市議会図書室規程（平成18年弘前市議会訓令第2号）に定めるものとする。

【問題点】

議会事務局のレファレンス機能を高めるため、事務局体制の強化及び充実が必要ではないか。また、議員の調査研究の環境整備を図るため、議会図書室の図書・資料の充実が必要ではないか。

【提案された事項】

なし

【協議結果】

議会事務局の組織体制の整備や議会図書室の機能充実の必要性について再確認した。

14. 第22条関係（議会広報の充実）

【条文】

（議会広報の充実）

第22条 議会は、市民に議会と市政への関心を持たれるよう、多様な広報手段を活用し、議会広報活動の充実に努めなければならない。

2 議会は、議会広報活動の充実のため、議員で構成する議会広報のための委員会を設置するものとする。

【問題点】

- ・ 以前に比べて様々に取り組んできたものの、現状では多様な広報手段を活用しているとは言えないのではないか。
- ・ 多様な広報手段の活用ができていないのではないか。

【提案された事項】

- ・ SNS等の活用が一つの課題ではないか。
- ・ SNSを導入して情報発信してはどうか。また、広報誌の充実について、引き続き検討していただきたい。

【協議結果】

提案を踏まえて、これまで以上に議会広報の充実に努めるとともに、SNS等 多様な広報手段を活用する意義について確認した。

15. 第26条第3項関係（他の条例との関係）

【条文】

（他の条例との関係）

第26条 略

2 略

3 議会は、この条例の理念を浸透させ、当該理念を遵守した議会活動を行うため、当該条例の理念及び規定内容の確認を行う機会を設けるものとする。

【問題点】

条例の理念と規定内容の確認を行う機会について、具体的にどのようなものがあるか、今後検討が必要ではないか。

【提案された事項】

なし

【協議結果】

本条例の理念と規定内容の浸透を図るため、必要に応じて機会を確保していくこととした。

16. 第27条関係（検証及び見直し手続）

【条文】

（検証及び見直し手続）

第27条 議会は、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証し、必要に応じてこの条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

【問題点】

- ・ 検証の方法、頻度等を詰める必要があるのではないか。
- ・ 検証の時期、必要に応じた改正の時期を明記すべきではないか。

【提案された事項】

- ・ 今後も慣例として、しっかりと検証を続けていってはどうか。
- ・ 任期の4年に合わせて、1年目で検証、その後の3年で改善していくというサイクルで運用を図ってはどうか。

【協議結果】

本条例の検証については、時期は定めないものの今後も必要に応じて行っていくこととした。なお、一部委員からは「4年に一度は検証すべき」との意見も出された。